

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年5月27日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市月輪三丁目41番2-203号 中竹 将也	草津市岡本町字打越626番11	336.62㎡	R7.5.27	1842

（令和7年5月27日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年5月29日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市野路一丁目16番1-507号 ア メニティ南草津Ⅷ 佐藤 義浩、佐藤 円香	草津市南笠町字木ノ下629番3	239.33㎡	R7.5.29	1843

（令和7年5月29日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年5月29日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市目川1441番地（301号） ク レストブルー 大西 竜也、大西 萌	草津市芦浦町字柿72番14	366.36㎡	R7.5.29	1844

（令和7年5月29日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 7 年 5 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市矢橋町2070番地1-407 ヴィ ア・プレzzo 松浦 涼楓	草津市芦浦町字柿72番11	165.10㎡	R7.5.29	1845

（令和 7 年 5 月 2 9 日揭示済み）

公 告

令和 7 年度草津市教育委員候補者の公
募について

令和 7 年度草津市教育委員候補者の公募を次のとおり行う。

令和 7 年 5 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

1 目的

少子化・人口減少、グローバル化の進展、地球規模課題、格差の固定化と再生産など、様々な社会課題が存在する中、教育の果たす役割はますます重要となっており、草津市教育振興基本計画（第 4 期）の基本理念である「こどもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実現を図るため「こどもの生きる力を育む」「学校の教育力を高める」「社会全体で学びを進める」「歴史と文化を守り育てる」の 4 つの基本方向のもとに、より質の高い、充実した教育を進めるために、これまでの既成概念にとらわれることなく、豊かで高い識見や柔軟な発想を持つ人材を幅広く募り、本市教育行政の更なる充実と教育委員会の活性化を図ります。

2 教育委員の位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）に規定されている教育委員に関する規定事項の概要は次のとおりです。

- 教育委員会は、教育長および 4 人の委員をもって組織する。（法第 3 条）
- 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。（法第 4 条第 2 項）
- 委員の定数に 1 を加えた数の 2 分の 1 以上の者が、同一の政党に属していないこと。（法第 4 条第 4 項）
- 委員の任命は、年齢、性別、職業等に著しい偏りがないように配慮すること。（法第 4 条第 5 項）
- 委員のうちに保護者選出の委員を含めること。（法第 4 条第 5 項）
- 委員の任期は 4 年とする。（法第 5 条）
- 議員、市長、執行機関としての委員会委員、常勤職員、定年前再任用短時間勤務職員との兼職を禁止する。（法第 6 条）
（なお、市教育委員会に関する請負の兼業も禁止される。（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条の 5 第 6 項））

3 教育委員の主な職務

- (1) 定例（月 1 回）および臨時（年 2 ～ 3 回程度）の教育委員会会議や各種会議への出席および議案等の審議、決定
- (2) 教育行政に関する研究、研鑽、情報収集等

- (3) 学校等施設の視察による現状把握
- (4) 入学式、卒業式や周年行事等各種式典、行事への出席

4 応募の方法等

- (1) 募集人員 教育委員会委員候補者 1 人
- (2) 任 期 令和 7 年 10 月 12 日から令和 11 年 10 月 11 日まで
- (3) 応募資格 応募の資格は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定される要件の他、次のすべてに該当する者

ア 令和 7 年 6 月 1 日現在において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 11 条（選挙権及び被選挙権を有しない者）または第 11 条の 2（被選挙権を有しない者）にあたらな

イ 人格が高潔で、教育、学術および文化に識見を有すること。

ウ 次のいずれにも該当しない者であること。

- 破産者で復権を得ない者
- 拘禁刑以上の刑に処せられた者

(4) 応募期限

令和 7 年 6 月 30 日（月）まで（郵送の場合は当日消印有効）

(5) 応募申込書の請求

ア 草津市役所総合政策部職員課（7 階）で配付します。

応募申込に関する書類は、土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、職員課において配付します。

イ 草津市のホームページに「公募要項」、「応募申込書」を掲載していますので、各自入手（ダウンロード）可能です。

ウ 郵便で請求できます。

郵送希望の場合は、封筒の表に「教育委員会委員公募申込書請求」と朱書きし、返信用封筒（角型 2 号封筒「33×24cm」に 140 円切手を貼り、宛先を明記したもの）を同封してください。

(6) 応募申込書の提出

所定の申込書に必要な事項を記載し、添付書類として次の 2 点を申込書と併せて職員課まで持参または郵送してください。

【添付書類】

- ・別紙 応募の動機／教育方針についての考え（草津市教育振興基本計画（第 4

期）について）

「草津市教育振興基本計画」は、草津市ホームページより閲覧・ダウンロードできます。

トップページ/市政情報/計画/人権／男女共同参画／学校教育／生涯学習・スポーツ／歴史・文化/草津市教育振興基本計画（第 4 期）

- ・課題論文【新しい時代を生き抜いていくために必要な教育とは】

1,500 字程度（様式自由）で作成してください。

※課題論文は、原本（紙）のほかに電子データ（CD 等）も添付ください。

5 選考方法

- (1) 第一次選考 応募申込書および課題論文による書類選考
- (2) 第二次選考 個別面接による選考

6 選考結果の発表

- (1) 第一次選考結果発表 募集締切後、1 ヶ月程度で発表します。応募者全員に結果を郵便で通知します。
- (2) 第二次選考結果発表 第二次選考の後、1 ヶ月程度で発表します。全員に結果を郵便で通知するとともに、市ホームページに掲載します。

7 教育委員の処遇

教育委員には、草津市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例（昭和 31 年草津市条例第 20 号）に基づく報酬等が支給されます。

8 その他の留意事項

- (1) 第二次選考の合格者は、教育委員候補者となり、市議会の同意を得た後、教育委員として市長から任命されます。したがって、市議会の同意が得られない場合は、教育委員の任命を受けることができません。
- (2) 選考審査の結果、委員として適当と認められる者がいない場合は、委員候補を決定しないこともあります。
- (3) 提出いただいた応募申込書、課題論文等は、返却しません。
- (4) 応募や面接の際に要する通信費、交通費等の経

費は、すべて応募者の自己負担とします。

- (5) 教育委員に任命された場合、課題論文や面接の内容を市のホームページに掲載します。

(令和 7 年 5 月 3 0 日 掲 示 済 み)

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5 0 7 1 - 0 3 0
(2) 工事名 草津川跡地（区間 6）整備工事
(3) 工事場所 草津市東草津一丁目他
(4) 工事概要 掘削工・土砂運搬工 約 6, 0 0 0 m³
道路築造 約 1 5 0 m
撤去 一式
付帯施設 一式 他

- (5) 工事期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 2 4 日まで

2 予定価格

1 1 6, 5 4 0, 0 0 0 円（税抜き）

3 最低制限価格

設定する。（事後公表）

4 入札方法

地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
(2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
(3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成

1 4 年 6 月 1 日 制 定）第 2 条および第 3 条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

大阪市中央区南船場一丁目 9 番 1 号

㈱ E - D E S I G N

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の 1 0 0 分の 5 0 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 1 0 0 分の 5 0 を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成 1 3 年草津市告示第 1 8 9 号）に基づき、令和 7 年度において土木一式工事（土木一式工事）部門に登録されている者であること。

- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和 7 年度の格付において、土木一式工事（土木一式工事）部門の A ランクとして格付けされている者であること。

- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1 級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、必要に応じて監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において 3 か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和 7 年 5 月 3 0 日 午前 9 時から令和 7 年 7 月 1 日 午後 5 時まで
(2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和 7 年 5 月 3 0 日午前 9 時から令和 7 年 6 月 1 2 日午後 5 時まで
 (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
 (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp

- (4) 様式 別紙様式 1 を用いること。
 (5) 回答日・回答方法 令和 7 年 6 月 1 9 日午前 9 時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
 なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和 7 年 6 月 3 0 日午前 9 時から令和 7 年 7 月 1 日午後 5 時まで
 (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
 (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第 4 条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式 2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 土木一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 見積内訳書

- (5) 添付ファイルの容量は、3 メガバイトまでとする。

9 開札

- (1) 開札日時 令和 7 年 7 月 2 日 午前 9 時 3 0 分から
 (2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、

入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
 (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成 6 年草津市規則第 10 号）第 14 条の規定に該当する入札は無効とする。
 (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
 (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

- 14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

- 15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。

- 16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成 9 年草津市規則第 13 号）により行う。

- 17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

- 19 契約保証金 要 落札金額の 10 % 以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

20 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係

る費用は、入札参加希望者の負担とする。

- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記 5(7)の配置予定技術者は、3 者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、1 0 日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成 1 4 年 6 月 1 日制定）第 2 条および第 3 条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

2 1 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課

電話 0 7 7 - 5 6 1 - 2 3 0 7（直通）

（令和 7 年 5 月 3 0 日揭示済み）

名称	位置	利用開始の 期日
追分丸尾第六児童 遊園	草津市追分南五丁 目字丸尾 9 9 0 番 2 1	令和 7 年 5 月 3 0 日

（令和 7 年 5 月 3 0 日揭示済み）

公 告

草津市児童遊園条例（昭和 6 3 年草津市条例第 1 1 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第 1 0 号

草津市準要保護者認定要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

草津市教育委員会 教育長 藤 田 雅 也

草津市準要保護者認定要綱の一部を改正する要綱

草津市準要保護者認定要綱（平成 2 9 年草津市教育委員会告示第 1 8 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分または破線で囲んだ部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 （準要保護者の認定要件） 第 3 条 《現行どおり》 （1）～（2） 《現行どおり》 （3） 職業が不安定で学級費等（学級費、児童会費、生徒会費、P T A 会費等の学校へ納付する金銭をいう。以下この号において同じ。）の納付状態が悪い者、それらの減免を受けている者または学用品、通学用品等に不自由している者等で生活状態が極めて悪いと認められるもののうち、 <u>アに定める額がイに定める額以下である世帯に属するもの</u>	第 1 条～第 2 条 《省略》 （準要保護者の認定要件） 第 3 条 《省略》 （1）～（2） 《省略》 （3） 職業が不安定で学級費等（学級費、児童会費、生徒会費、P T A 会費等の学校へ納付する金銭をいう。以下この号において同じ。）の納付状態が悪い者、それらの減免を受けている者または学用品、通学用品等に不自由している者等で生活状態が極めて悪いと認められるもののうち、 <u>その世帯の前年の合計所得金額（世帯全員の収入で、所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得または同法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得および当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法別表第 5 で求めた給与所得控除後の給与等の金額および同法第 3 5 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 1 0 万円を控除して得た額（当該額が 0 を下回る場合には、0 とする。））が、平成 2 4 年 1 2 月末日現在の生活保護法による保護の基準（昭和 3 8 年厚生省告示第 1 5 8 号）に従い算出した居宅にかかる基準生活費の額に加算（母子加算、障害者加算および児童養育加算に限る。）の額および教育扶助の額（基準額、学校給食費、学習支援費および学級費等に限る。）を加えた額に 1. 2 を乗じて得た額を年間額（1 2 か月分）に換算し、借家に居住している者にあつてはその家賃の額（1 2 か月分）を加算して得た額以下である世帯に属するもの</u>
ア 世帯全員の前年の合計所得額（総収入額から必要経費を控除した額）から所得控除の対	《改正後に新設》

改正後	改正前
象として控除された社会保険料を差し引いた額 <u>イ</u> 生活保護法による保護の基準（昭和 3 8 年厚生省告示第 1 5 8 号。）に従い世帯構成の状況に応じて前年の 1 2 月末日現在で算出した生活扶助基準の居宅に係る基準生活費の額（第 1 類、第 2 類、期末一時扶助費、母子加算、障害者加算、児童養育加算に限る。）、教育扶助の額（基準額、学校給食費に限る。）および住宅扶助基準の基準額との合計を年額に換算し 1. 3 を乗じて得た額 (4) 《現行どおり》 第 4 条～第 5 条 《現行どおり》 様式第 1 号（第 4 条第 1 項関係） （別添 1－1 のとおり） 様式第 2 号（第 4 条第 3 項関係） （別添 2－1 のとおり）	《改正後に新設》 (4) 《省略》 第 4 条～第 5 条 《省略》 様式第 1 号（第 4 条第 1 項関係） （別添 1－2 のとおり） 様式第 2 号（第 4 条第 3 項関係） （別添 2－2 のとおり）

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 5 月 3 0 日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の草津市準要保護者認定要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(認定に関する経過措置)

3 この要綱の施行前の年度において、準要保護者として教育委員会に認定されている者が、この要綱によって同一の児童・生徒の準要保護者と認められない場合については、従前基準で最後に認定を受けた初等教育または前期中等教育の最終学年までの期間に限り、従前の基準により準要保護者と認めることができるものとする。

別添 1－1

別記

様式第1号(第4条第1項関係)

年度 児童生徒就学援助認定申請書(兼世帯票)

草津市教育委員会宛

年 月 日

就学援助費の認定を受けたいので下記のとおり申請します。

申請者(保護者) 住所
氏名
電話番号

○学校名()小学校・中学校 対象児童・生徒

ふりがな 氏 名	生年月日	学年	年 1 月 1 日時点の 居住市区町村	マイナンバー (個人番号)									
	年 月 日												
	年 月 日												
	年 月 日												
	年 月 日												
	年 月 日												
	年 月 日												

○対象児童・生徒以外の世帯構成員

ふりがな 氏 名	生年月日	学年	年 1 月 1 日時点の 居住市区町村	マイナンバー (個人番号)									
	年 月 日												
	年 月 日												
	年 月 日												
	年 月 日												
	年 月 日												
	年 月 日												

○申請理由 (該当する箇所に○をしてください)

☐ 生活保護が停止・廃止されている	☐ 市民税が非課税・減免されている
☐ 児童扶養手当が支給されている	☐ その他 経済的に困っている

○承諾書(必須) ※未申告の方は、所得の確認が出来ないので、必ず確定申告を行ってください

草津市教育委員会が、就学援助費給付審査のため、私および世帯員の住民基本台帳、課税台帳、生活保護受給状況、児童扶養手当受給状況等についての情報を調査し、利用することに同意します。 年 月 日 保護者氏名
--

別添 1－2

様式第1号(第4条第1項関係)

年度 児童生徒就学援助認定申請書(兼世帯票)

草津市教育委員会宛

年 月 日

就学援助費の認定を受けたいので下記のとおり申請します。

申請者(保護者) 住所
氏名
電話番号

○学校名()小学校・中学校 対象児童・生徒

ふりがな 氏 名	生年月日	学年	前年度 受給の 有無	学校確認欄
	年 月 日		有・無	
	年 月 日		有・無	
	年 月 日		有・無	
	年 月 日		有・無	
	年 月 日		有・無	
	年 月 日		有・無	

年1月1日時点で
a. 草津市に在住
b. 他市町に在住

○左記児童・生徒以外の世帯構成員

氏 名	続柄	生 年 月 日
	申請者 本人	年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

○申請理由 (該当する箇所に○をしてください)

() 生活保護が停止・廃止されている	() 市民税が非課税・減免されている
() 児童扶養手当が支給されている	() その他 経済的に困っている
現在の居住状況	
() 持ち家	
() 借家・賃貸アパート等(契約書のコピー添付)	家賃月額 (円) ※共益費、駐車場代などは含みません
() 市営・公団住宅	家賃月額 (円) ※共益費、駐車場代などは含みません

○承諾書(必須) ※未申告の方は、所得の確認が出来ないので、必ず確定申告を行ってください

就学援助費受給資格の認定決定に伴い、私および同一世帯の所得状況の確認をするために、関係機関(草津市のみ)への照会および台帳の閲覧を行うことを承諾します。

年 月 日

保護者氏名

別添 2 - 1

様式第2号(第4条第3項関係)

年度 児童生徒就学援助費（新入学児童生徒学用品費等）認定申請書（兼世帯票）

草津市教育委員会宛

年 月 日

就学援助の認定費（新入学児童生徒学用品費等）を受けたいので、下記のとおり申請します。

申請者(保護者) 住所
氏名
電話番号

○ 新小学校1年・新中学校1年 対象児童・生徒

ふりがな 氏 名	生年月日	学年	年1月1日時点の 居住市区町村	マイナンバー（個人番号）											
	年 月 日														
	年 月 日														
	年 月 日														
	年 月 日														
	年 月 日														

○対象児童・生徒以外の世帯構成員

ふりがな 氏 名	生年月日	学年	年1月1日時点の 居住市区町村	マイナンバー（個人番号）											
	年 月 日														
	年 月 日														
	年 月 日														
	年 月 日														
	年 月 日														

○申請理由（該当する箇所に○をしてください）

☐ 生活保護が停止・廃止されている	☐ 市民税が非課税・減免されている
☐ 児童扶養手当が支給されている	☐ その他 経済的に困っている

○承諾書(必須) ※未申告の方は、所得の確認が出来ないので、必ず確定申告を行ってください

草津市教育委員会が、就学援助費給付審査のため、私および世帯員の住民基本台帳、課税台帳、生活保護受給状況、児童扶養手当受給状況等についての情報を調査し、利用することに同意します。

年 月 日

保護者氏名

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第 5 号
草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

草津市農業委員会
会長 田中 治嗣

- 1 期 日 令和 7 年 6 月 1 0 日（火）
午後 1 時 3 0 分
- 2 場 所 草津市役所 4 階 行政委員会室
- 3 付議案件
- 1) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について（報告）
 - 2) 農地変更届出について（報告）
 - 3) 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 4) 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
 - 5) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて
 - 6) 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

（令和 7 年 5 月 3 0 日 掲 示 済 み）

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第 1 2 号
草津市指定下水道工事店の解除について
下記の草津市指定下水道工事店に対する指定について、辞退により解除したので、草津市指定下水道工事店規程（平成 2 6 年草津市上下水道事業管理規程第 7 号）第 1 1 条第 2 号の規定により告示する。
令和 7 年 6 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

指定下水道工事店

指定 番号	工事店名	代 表 者 名	所在地
1 1 1 9	ナイスプラザ ニシモト	西 本 計 三	野洲市西河原 2 3 8 3

（令和 7 年 6 月 1 日 掲 示 済 み）

草津市上下水道事業告示第 1 3 号
草津市指定給水装置工事事業者の指定
について
水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 1 6 条の 2
第 1 項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者
に指定したので、同法第 2 5 条の 3 第 2 項の規定
に基づき、次のとおり告示する。
令和 7 年 6 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

1 指定給水装置工事事業者

指定 番号	事業者名	代 表 者 名	所在地	電話番号
1 3 6 0	株式会社ナ イスプラザ ニシモト	西本 計三	野洲市西河原 2 3 8 3	0 7 7 - 5 8 9 - 2 0 3 5

2 指定有効期間
令和 7 年 6 月 1 日から令和 1 2 年 5 月 3 1 日まで

（令和 7 年 6 月 1 日 掲 示 済 み）

草津市上下水道事業告示第 1 4 号
草津市指定下水道工事店の指定について
次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、草津市指定下水道工事店規程（平成 2 6 年草津市
上下水道事業管理規程第 7 号）第 1 1 条第 1 号の規定
により告示する。
令和 7 年 6 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

1 指定下水道工事店

指定 番号	事業者名	代表 者名	所在地	電話番号
1 3 6 0	株式会社ナ イスプラザ ニシモト	西本 計三	野洲市西河原 2 3 8 3	0 7 7 - 5 8 9 - 2 0 3 5

2 指定有効期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 1 2 年 5 月 3 1 日まで

(令和 7 年 6 月 1 日 揭示済み)

草津市上下水道事業告示第 1 5 号

草津市指定下水道工事店の解除について

下記の草津市指定下水道工事店に対する指定について、指定の申請期限までに更新申請がなかったことにより解除したので、草津市指定下水道工事店規程（平成 2 6 年草津市上下水道事業管理規程第 7 号）第 1 1 条第 3 号の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

1 指定給水装置工事事業者

指定 番号	事業者名	代表 者名	所在地	電話番号
1 0 0 3	コウロギ設 備株式会社	興梠 将秀	草津市青地町 1 0 9 番地 2	0 7 7 - 5 6 6 - 3 2 0 5
1 0 3 4	株式会社ク リーン・テ ック滋賀	塚本 幸夫	近江八幡市加 茂町 3 6 5 1 番地 1 1	0 7 4 8 - 3 4 - 6 2 1 7
1 0 6 8	有限会社ア ラホリ住設	荒堀 登	大津市石山寺 五丁目 1 番 1 7 号	0 7 7 - 5 3 4 - 9 5 3 3
1 0 8 2	大谷住宅設 備	大谷 宏	草津市追分三 丁目 8 番 1 0 号	0 7 7 - 5 6 5 - 1 7 6 6
1 1 5 6	有限会社司 開発	小寺 俊秀	草津市下笠町 1 4 9 7 番地 の 3	0 7 7 - 5 6 8 - 3 5 3 5
1 1	上野電気工	上野	甲賀市土山町	0 7 4 8

7 4	業	吉幸	前野 4 9 4 番 地	- 6 7 - 0 8 1 4
1 1 8 5	株式会社市 木設備工業 所	市木 健二	守山市守山二 丁目 1 6 番 6 3 号	0 7 7 - 5 8 2 - 2 6 1 6
1 2 0 3	株式会社ユ ニオン工業	池田 成男	大津市神領三 丁目 4 番 7 号	0 7 7 - 5 4 5 - 4 1 7 3
1 2 1 7	有限会社唐 崎設備	土手 下 悟	大津市穴太二 丁目 9 番 2 2 号	0 7 7 - 5 7 8 - 3 0 4 0
1 2 1 8	山甚建設株 式会社	山口 太二 朗	彦根市高宮町 2 9 3 5 番地	0 7 4 9 - 2 8 - 2 0 0 8
1 2 2 8	鹿島設備工 業	鹿島 直也	大津市柳川一 丁目 8 番 2 号	0 7 7 - 5 2 4 - 7 2 0 2
1 2 3 0	アースマー シ有限公司	富田 恒和	東近江市野村 町 2 3 4 番地	0 7 4 8 - 2 2 - 4 4 4 5
1 2 5 1	設備 涼	山部 涼	東近江市宮川 町 6 6 7 番地	0 7 4 8 - 2 6 - 7 5 1 9

(令和 7 年 6 月 1 日 揭示済み)